

## 災害応急用協力井戸に係る技術的協力に関する協定について

### ●災害応急用協力井戸とは

- ・市内の井戸設置者(個人や事業者)の協力を得て、大規模災害時にボランティアで生活用水を供給していただく制度
- ・平成9年3月、阪神淡路大震災を契機に制度を開始
- ・協力井戸指定施設数は473施設

### ●令和6年能登半島地震を受けた国の動き

- ・新たな「水循環基本計画」 令和6年8月閣議決定(内容改訂)  
⇒ 代替性・多重性等による安定した水供給の確保を推進
- ・「災害時地下水利用ガイドライン」 令和7年3月内閣官房策定  
⇒ 自治体による災害時における地下水等利用の取組を促進

能登半島地震を受け、緊急時の代替水源としての地下水等の重要性があらためて認識されている

### ●本協定の概要

- ①災害応急時における井戸に関する市民相談への対応
- ②災害応急用協力井戸制度の周知・啓発
- ③(一社)さく井協会が保有する井戸データの提供
- ④その他の技術的な支援

- ・ 災害用井戸の活用は、水道復旧までの生活用水確保の有効な手段の一つ
- ・ さく井協会の協力により、被災時にも市民に対して可能な限りの支援が可能

---

(一社)全国さく井協会について

さく井(井戸掘り)技術の向上や地下水の保全・開発に関する調査研究を目的として、さく井業者で構成される組織。(全国会員310社、うち北海道支部26社)